

測量法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（日本経緯度原点及び日本水準原点）</p> <p>第二条 法第十一条第一項第四号に規定する日本経緯度原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 原点数値 次に掲げる値</p> <p>イ 経度 東経百三十九度四十四分二十八秒八八六九</p> <p>ロ 緯度 北緯三十五度三十九分二十九秒一五七二</p> <p>ハ 原点方位角 三十二度二十分四十六秒二〇九（前号の地点において真北を基準として右回りに測定した茨城県つくば市北郷一等地内つくば超長基線電波干渉計観測点金属標の十字の交点の方位角）</p> <p>2 法第十一条第一項第四号に規定する日本水準原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 原点数値 東京湾平均海面上二十四・三九〇〇メートル</p>	<p>（日本経緯度原点及び日本水準原点）</p> <p>第二条 法第十一条第一項第四号に規定する日本経緯度原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 原点数値 次に掲げる値</p> <p>イ 経度 東経百三十九度四十四分二十八秒八七五九</p> <p>ロ 緯度 北緯三十五度三十九分二十九秒一五七二</p> <p>ハ 原点方位角 三十二度二十分四十四秒七五六（前号の地点において真北を基準として右回りに測定した茨城県つくば市北郷一等地内つくば超長基線電波干渉計観測点金属標の十字の交点の方位角）</p> <p>2 法第十一条第一項第四号に規定する日本水準原点の地点及び原点数値は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 原点数値 東京湾平均海面上二十四・四一四〇メートル</p>